

法令名称	条・項・号	法文	補足・例示	確認書類
建設業法	第七条一号	新・第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして 国土交通省令で定める基準 に適合する者であること。	事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めることを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図ることを目的として、個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとする改正がなされた。	
建設業法施行規則	第七条	法第七条第一号の 国土交通省令で定める基準 は、次のとおりとする。		
	一号	次のいずれかに該当するものであること。		
	イ	常勤の役員等 のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。	常勤の役員等とは 、次の1)～6)。ここでいう「等」は、次の5)、6)を指す。 1)持分会社(合名・合名・合資会社)の 業務を執行する社員 、 2)株式会社 の取締役 3)指名委員会等設置会社の 執行役 、 4) 法人格ある各種組合等の理事等 、 5)業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた 執行役員等 6) 個人の事業主 7)個人である場合の商業登記のある 支配人 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)①	
	(1)	建設業に関し五年以上 経営業務の管理責任者としての経験を有する者	上記5)以外、その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等、建設業に関して五年以上経営業務について総合的に管理した経験 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑤	
	(2)	建設業に関し五年以上 経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者	上記5)の地位で取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、建設業に関して五年以上具体的な業務執行に専念した経験 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑥	1)執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 2)業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類 3)取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 ・ 定款、執行役員規定、執行役員職務分掌規程、取締役会規程、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類 4)執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 ・ 取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑥ロ
	(3)	建設業に関し六年以上 経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者	上記1)～4)、6)～7)、その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に 次ぐ職制上の地位 (例えば、 営業所次長、副支店長など、個人である場合の個人事業主本人の配偶者や子息など血縁関係者など)にあり、建設工事の施工に必要とされる資金調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等経営業務全般について六年以上従事した経験。 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑦イ	1)被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 2)被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 ・ 業務分掌規程、過去の真贋書その他これらに準ずる書類 3)補佐経験の期間を確認するための書類 ・ 人事発令書その他これらに準ずる書類 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑦ニ
	ロ	常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業者を営む者にあつては当該建設業者を営む者)における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を 直接に補佐する者としてそれぞれ置く ものであること。	なお、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験は1名で兼ねることができ、それぞれ5年、合計15年必要というのではなく、例えば1人であらる間に、すべての経験を証明できれば5年で足りる。 【 財務管理の業務経験とは 、建設工事の施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。】 【 労務管理の業務経験とは 、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。】 【 業務運営の経験とは は会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。】 これらの経験は、役員としての経験を含み、申請を行っている建設業者又は建設業者を営む者における経験に限られる。 【 直接に補佐するとは 、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことという。】 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑧	本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-2による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認する。 1)被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 2)被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 ・ 業務分掌規程、過去の真贋書その他これらに準ずる書類 3)補佐経験の期間を確認するための書類 ・ 人事発令書その他これらに準ずる書類 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑧
	(1)	建設業に関し、二年以上 役員等としての経験を有し、かつ、 五年以上 役員等又は役員等(次に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。))としての経験を有する者	建設業法施行規則第七条一号ロ(1)(2)でいう「 役員等 」の意味は、「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」(※建設業法第5条3号)となりますので、建設業法施行規則第七条一号イ、ロの柱書でいう「 常勤の役員等 」よりも範囲が広い(※下線部分)意味となります。 役員等に次ぐ職制上の地位とは 、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑨	本号ロ(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-3による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号ロ(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認する。 1)被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 2)被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 ・ 業務分掌規程、過去の真贋書その他これらに準ずる書類 3)補佐経験の期間を確認するための書類 ・ 人事発令書その他これらに準ずる書類 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑨
	(2)	五年以上 役員等としての経験を有し、かつ、 建設業に関し、二年以上 役員等としての経験を有する者	建設業に関し 2年 以上の「 役員等 」としての経験を有し、 5年 以上の「 役員等 」の経験を有する者が該当。 例:不動産役員経験3年+建設業役員経験2年	
	ハ	国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの		

【留意点】
 第七条一号イの(1)(2)(3)の経験は、**それぞれの間で通算することができないと考えられていた(※根拠:令和2年9月30日国不建第180号の建設業許可事務ガイドラインで通算できる旨の記載が削除されており、埼玉県建設業許可の手引きにおいて通算できない旨が明記されていた)が、令和2年12月25日国不建第311号(令和3年1月1日より施行)の第7条関係⑥イにより(1)と(2)の経験が、また⑦ロにより(1)(2)(3)の経験が通算できる旨が明記された。**
「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。(建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)④)

※1 この「等」は、常勤の役員等が単独で経営業務管理責任者要件を満たせない場合に、建設業法施行規則第7条第1号ロ要件の常勤の役員等に補佐者を設置して組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを示した場合
 ここでいう建設業許可事務ガイドラインとは、令和2年12月25日国不建第311号として最終改正(令和3年1月1日施行)されたもの。